

○政治倫理条例比較表

【平成２３年１０月１７日時点】	【平成２４年４月２４日・再修正案】	【参考・奈良市長等政治倫理条例（案）】 （第３回（４月２４日）現在）
（市の工事等の契約に関する遵守事項） 第５条　議員の配偶者並びに３親等以内の親族または同居の親族、議員が役員をしている企業、議員が実質的に経営に携わっている企業は、第４条第１項第３号に規定する工事等の直接契約について辞退しなければならない。 ２　議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。 ３　前項の辞退届は、議員の任期開始の日から３０日以内に市議会議長（以下「議長」という）に提出するものとする。 ４　議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。 ５　市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。	（市の工事等の契約に関する遵守事項） 第５条　議員は、議員、その配偶者若しくは２親等以内の親族若しくは同居の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に携わっている企業に対し、<u>前条</u>第１項第３号に規定する市に対する工事等の契約について辞退させるよう努めなければならない。 ２　議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑をもたれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。 ３　前項の辞退届は、議員の任期開始の日から３０日以内（任期開始の日後に第１項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から３０日以内）を目途として議長に提出するものとする。 ４　議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。 ５　市長は、議員の辞退届の提出状況を公表するものとする。	（請負契約等に関する遵守事項） 第４条　市長等は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１４２条及び第１６６条第２項の規定の趣旨を尊重して、市長等が役員をしている会社若しくは実質的に経営に関与している会社又はその配偶者若しくは２親等以内の親族が役員をしている会社に対し、市の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約（以下「請負契約等」という。）及び指定管理者の指定の申入れを辞退させるよう努めなければならない。 ２　前項において「市長等が実質的に経営に関与している会社」とは、次の各号に掲げるいずれかに該当するものをいう。 （１）市長等が主要な資産を提供している会社 （２）市長等が年額１００万円以上の報酬等（顧問料その他名目を問わない。）を得ている会社 （３）市長等が経営方針又は主要な取引に関与している会社（辞退届の提出及び公表） 第５条　市長等は、前条に規定する会社があるときは、責任をもって辞退届を市長に提出するよう努めなければならない。 ２　提出期限は、任期開始の日から３０日以内とする。 ３　市長は、辞退届の提出状況を公表しなければならない。